

宮城県公報

行 城 県
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○産業廃棄物処理施設の変更の許可申請(二件)	(産業物対策課)	一
○救急医療機関の認定	(医療政策課)	二
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	二
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出	(同)	二
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(同)	三
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の氏名の変更	(同)	三
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	(同)	三
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の所在地の変更	(同)	三
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	(同)	四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	四
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	(農村整備課)	四
○保安林の指定施業要件の変更(二件)	(森林整備課)	四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(産業人材対策課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(警察本部会計課)	八

雑 報

○宮城県道路公社の有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について

告 示

○宮城県告示第六百八十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。)第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

令和五年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 鹿島道路株式会社東北支店

2 所在地 宮城県仙台市青葉区二日町二番十五号

3 代表者の氏名 常務執行役員支店長 齋藤 亮

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県石巻市北村字米倉四十二番地一

三 産業廃棄物処理施設の種類

がれき類等の破碎施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七号第八号の二)

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

五 申請年月日

令和五年八月二日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 東部保健福祉事務所(石巻保健所)

2 縦覧期間 令和五年十一月七日から令和五年十二月七日まで(午前八時三十分から午後五時十五分まで)

七 意見書の提出期限等

- 1 提出期限 令和五年十二月二十一日
- 2 提出場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）
- 3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第六百八十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

令和五年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

- 1 名称 丸興産業株式会社
- 2 所在地 宮城県石巻市鹿又字欠山五十一番地
- 3 代表者の氏名 代表取締役 小野寺 靖

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県石巻市鹿又字欠山五十一番地

三 産業廃棄物処理施設の種類

がれき類等の破砕施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第八号の二）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

五 申請年月日

令和五年九月二十七日

六 縦覧場所等

- 1 縦覧場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

- 2 縦覧期間 令和五年十一月七日から令和五年十二月七日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）
- 七 意見書の提出期限等

- 1 提出期限 令和五年十二月二十一日
- 2 提出場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）
- 3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第六百八十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和五年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人社団脳健会 仙台東脳神経外科 病院	仙台市宮城野区岩切一丁目 十二番一号	令和五年十一月一日	令和八年十月三十一日

○宮城県告示第六百八十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和五年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五一一〇〇三八二	セカンドフロア岩沼 岩沼市竹の里一丁目 十二番地十	放課後等デイサ ービス	合同会社千仁 会	令和五年十月 一日

○宮城県告示第六百八十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和五年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四五二四〇五一八六	事業所の名称及び所在地	放課後等デイサービスぐれいす山元巨理町字長瀬長峰一十二	廃止する指定障害児通所支援の種類	放課後等デイサービス	設置者名	株式会社グレイス	廃止年月日	令和五年八月三十一日
〇四五二一〇〇三二七		セカンドフロア岩沼岩沼市竹の里一丁目十二		放課後等デイサービス		合同会社Y D		令和五年九月三十日	

○宮城県告示第六百八十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和五年九月二十一日次の者を指定した。

令和五年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
森 悠大	眼 科	大街道もり眼科医院	石巻市大街道西二丁目一番地二十
佐藤 幸佑	呼吸器科	公益財団法人宮城厚生協会坂総合病院	塩竈市錦町十六番五号
猪股 洋平	整形外科	総合南東北病院	岩沼市里の杜一丁目二番五号
菖野 佳浩	外 科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
諸角 謙人	泌尿器科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
上原 周悟	内 科	公立黒川病院	黒川郡大和町吉岡字西松木六十番地
青沼 孝徳	テリハピリ科	川崎こころ病院	柴田郡川崎町大字川内字北川原山七十二番地
山下 和良	内 科	総合南東北病院	岩沼市里の杜一丁目二番五号
伊藤 明	脳神経外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
高井 俊輔	耳鼻咽喉科	医療法人寶樹会 仙塩利府病院	宮城郡利府町青葉台二丁目二番百八号

○宮城県告示第六百八十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の氏名に、次のとおり変更があった。

令和五年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
	新	旧		
川越 徹彰	内 科	やまと在宅診療所登米	登米市迫町佐沼字南元丁七十二番地	

○宮城県告示第六百九十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

令和五年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
服部 弘之	テリハピリ科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号	川崎こころ病院	柴田郡川崎町大字川内字北川原山七十二番地
矢吹 皓	呼吸器科	宮城県立がんセンター	名取市愛島塩手字野田山四十七番一	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
青沼 孝徳	テリハピリ科	川崎こころ病院	柴田郡川崎町大字川内字北川原山七十二番地	涌谷町国民健康保険病院	遠田郡涌谷町浦谷字中江南二百七十八番地

○宮城県告示第六百九十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の所在地に、次のとおり変更があった。

令和五年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	所属医療機関	所属医療機関の所在地
横山 成邦	よこやま医院	新 旧
	加美郡加美町字西町七十八番地一	加美郡加美町字町裏三百九十番地一

○宮城県告示第六百九十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

令和五年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
上田 詩文	腎臓・内分泌内科	小牛田内科クリニック	遠田郡美里町牛飼字牛飼七十七番二号
市川 信通	神経内科	川崎こころ病院	柴田郡川崎町大字川内字北川原山七十二番地
米谷 元裕	リハビリテーション科	仙台リハビリテーション病院	富谷市成田一丁目三番一号
高橋由紀子	耳鼻咽喉科	たかはし耳鼻科クリニック	塩竈市石堂一番三十二号
佐藤 満生	内科	医療法人社団健育会 石巻健育会病院	石巻市大街道西三丁目三番二十七号

○宮城県告示第六百九十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和五年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇九一七一六五	さくらビレッジ訪問介護 多賀城市八幡四丁目七番五十号	居宅介護・重度訪問介護	株式会社万緑	令和五年十月一日

○宮城県告示第六百九十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和五年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一〇九一五〇四五	さくらビレッジ訪問介護 多賀城市八幡四丁目七番五十号	福祉サービスの種類	株式会社 s e a s o n	令和五年九月三十日

○宮城県告示第六百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業沼田・八木地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和五年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

- 二 縦覧期間

令和五年十一月八日から令和五年十二月七日まで

- 三 縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第六百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつ

た。

令和五年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
仙台市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和五年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東町調剤薬局	栗原市築館伊豆一丁目六一―二十	令和五年十月一日
ミリオン薬局米山店	登米市米山町西野字西野前二百一―三	令和五年十月一日
ミリオン薬局佐沼店	登米市迫町佐沼字小金丁四十九―一	令和五年十月一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和五年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 令和六年度離職者等再就職訓練事業（長期高度人材育成コース）「保育士養成業務（Mコース）」一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結の日から令和九年一月十五日まで

4 履行場所 受注者施設内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二十一条第二号に規定する暴力団（以下「暴

力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 児童福祉法第十八条の六第一号に基づく指定保育士養成施設であること。

9 すでに開講している保育士資格を取得可能なコースの就職率実績が、就職率八十%以上であること。具体的には、次の(一)から(四)のいずれかに該当する者であること。また、離職者等再就職訓練（以下「委託訓練」という。）の就職率実績がない場合は、次の(五)から(六)のいずれかに該当する者であること。

なお、委託訓練の就職率実績がない場合で、一般の受講生（委託訓練以外の保育士資格を取得可能なコースの受講生。以下「一般生」という。）の就職率実績がない場合は、新しい一般生の就職率実績ができるまで応募資格は満たさない。

(一) 委託訓練の令和四年度修了コースの就職率実績が八十%以上。

(二) 委託訓練の令和四年度修了コースの就職率実績は八十%未満であるが、委託訓練の令和三年度修了コースと令和四年度修了コースの就職率実績の平均が八十%以上。

(三) 委託訓練の就職率実績が令和四年度修了コースしかない場合でその就職率実績が八十%未満の場合は、令和四年度修了コースの一般生も含めた就職率実績が八十%以上。

(四) 令和三年度修了コースの委託訓練の就職率実績はあるが、令和四年度修了コースの委託訓練の就職率実績がない場合は、令和四年度修了コースの一般生と令和三年度修了コースの就職率実績の平均が八十%以上。

(五) 一般生の令和四年度修了コースの就職率実績が八十%以上。

(六) 一般生の令和四年度修了コースの就職率実績は八十%未満であるが、令和三年度修了コースと令和四年度修了コースの就職率実績の平均が八十%以上。

10 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望す

る者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一一三三三五）へ令和五年十一月二十二日（水）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県経済商工観光部産業人材対策課人材育成第一班（担当 阿部 史華 電話〇二二一二一一二七六二）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和五年十一月二十二日（水）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年十一月二十二日（水）午前九時から令和五年十二月一日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年十二月一日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和五年十二月七日（木）午前九時から令和五年十二月十五日（金）午後五時まで

で

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和五年十二月十五日（金）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和五年十二月十八日（月）午前十時

宮城県行政庁舎十四階産業人材対策課内

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは同九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書には訓練実施経費の一人当たりの月額単価を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

月額単価を設定する場合にあつては、訓練に必要な経費を積み上げた月額単価と一般の訓練コースの授業料等を比較した上で、合理的な額を設定すること。

6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者

を落札者とする。

- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Services to be Procured : Reemployment training for irregularly employed workers etc. (long term course for training highly skilled workers) "Childcare Worker Training Program (McCourse)" (1 set)
- 2 Period of Implementation : From day of contract settlement to January 15, 2027
- 3 Place of Implementation : Contractor's facilities
- 4 Deadline and Place of Bid Submission : December 15, 2023, 5 : 00 p.m. Human Resources Policy Division, Commerce, Industry and Tourism Department, Miyagi Prefectural Government Building 14th Floor
- 5 Time and Place of Bid execution : December 18, 2023, 10 : 00 a.m. Human Resources Policy Division, Commerce, Industry and Tourism Department, Miyagi Prefectural Government Building 14th Floor
- 6 Contact Information : Fumika Abe, Human Resources Development Section 1, Human Resources Policy Division, Commerce, Industry and Tourism Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan
Tel: 022-211-2762
- 7 Language and Currency Used for Contract : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
令和五年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
- 1 調達案件及び数量 宮城県警察 W A N 用端末装置賃貸借 (R 6 W 1) 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 1 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) 附則第二条による廃止前の和議法 (大正十一年法律第七十二号) 第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 5 会社更生法 (平成十四年法律第五十四号) 第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者 (同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。) であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱 (平成二十年十一月一日施行) 別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
(一) 入札に参加しようとする者の役員等 (法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。) が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。) 第二条第六号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図

り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二十条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしているとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三五）へ令和五年十一月十七日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 担当課

〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二二二二一七七一、内線二二三二）

2 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和五年十二月五日（火）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和五年十二月十九日（火）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1宛て必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理

しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和五年十二月二十日（水）午前九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎地下一階入札室

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免

税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General

Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters December 19, 2023, 5:00 p.m.

2 Item/Service Required : Lease of Miyagi Prefectural Police W/AN device (R6W-1) - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection : the Bidding Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters December 20, 2023, 9:30 a.m.

4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel. 022-221-7171 Ext. 2232

雑 報

○宮城県道路公社理事長から、次のとおり公報登載の依頼があった。
令和五年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十四条第四項の規定により、宮城県道路公社の有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について、次のとおり公告します。

令和五年十一月七日

宮城県道路公社

理事長 櫻 井 雅 之

宮城県道路公社の有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法

宮城県道路公社(以下「公社」という。)は、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号。以下「法」という。)第二十四条第三項の規定に基づき、公社の有料道路の料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を次のように定める。

宮 城 県 道 路 公 社

(適 用)

第一条 法第二十四条第一項の規定における運転者が通行させる自動車その他の車両(以下「通行車両」という。)は、この通行方法に従って公社の有料道路の料金の徴収施設及びその付近を通行しなければならない。

(定 義)

第二条 この通行方法における用語の意義は、法及び道路整備特別措置法施行規則(昭和三十一年建設省令第十八号)第十三条に定めるところによる。

(料金の收受を行う一般専用有人施設における通行方法)

第三条 料金の收受を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 通行車両は、確実に係員が料金の收受を行うことができる程度に当該係員が当該收受を行う場所に近接した場所(停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所)で停止しなければならない。
- 二 通行車両は、料金の收受後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。

(通行券の交付を行う一般専用機械式施設における通行方法)

第四条 通行券の交付を行う一般専用機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 通行車両は、確実に料金收受機等により通行券の交付を行うことができる程度に料金收受機等に近接した場所で停止しなければならない。
- 二 通行車両は、通行券の交付後に開閉棒等の表示に従って通行しなければならない。

(E T C専用施設における通行方法)

第五条 E T C専用施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 標識その他の方法によって徐行し又は停止すべき旨が表示されている施設においては、E T C通行車両は、当該表示に従って通行しなければならない。
- 二 E T C通行車両以外の通行車両は、E T C専用施設を通過してはならない。

(E T C・一般共有施設における通行方法)

第六条 E T C・一般共有施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 E T C通行車両は、係員による徐行し又は停止すべき旨の指示がある場合には当該指示に従って、標識その他の方法による徐行し又は停止すべき旨の表示がある場合には当該表示に従って、通行しなければならない。
- 二 E T C通行車両以外の通行車両は、第三条に定める通行方法により、通行しなければならない。

(E T C・一般共通機械式施設における通行方法)

第七条 E T C・一般共通機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 E T C通行車両は、標識その他の方法による徐行し又は停止すべき旨の表示に従って、通行しなければならない。
- 二 E T C通行車両以外の通行車両は、第四条に定める通行方法により、通行しなければならない。

(閉鎖施設の通過の禁止)

第八条 通行車両は、閉鎖施設を通過してはならない。